

業務部速報

No. 1

発行 14. 6. 16

JR東労組 業務部

申19号 構造技術センターの本社付属機関への組織変更に関する団体交渉

第1項 本社付属機関とする目的と建設工事部門の将来展望を明らかにすること。また、組織変更に伴い建設工事部門の技術レベルを低下させないこと。

確認事項

- 構造物設計の高度な技術を集約し、支社・工事事務所を指導する役割に変更しない。構造物の検査診断業務をこれまで以上に強化し、技術レベルアップと人材育成を目的とする。
- 建設工事部門はこれまで同様、当社施設の大規模な改良・建設を担う機関であり、将来に亘ってその役割は変わることはない。
- 構造技術センター内の構成は、建設工事部門の社員が従来同様に配置される。
- 震災などの異常時に構造技術センターはこれまでと同様の役割を担い、本社付属機関となっても、そのための環境整備をする。

組織変更に伴い「技術レベルを低下させない」ことを確認！！

第2項 各土木技術センターから移管される業務および構造物検査・診断業務に関わる構造技術センターの役割を明らかにすること。

組合

構造技術センターへ移管する業務を具体的に明らかにすること

全ての検査に構造技術センターが入るならわかるが、一部の業務を受け持つだけで、土木技術センターの要員が削減されることは理解できない。

会社

土木技術センターの仕事を完全に移すわけではないが、検査・診断業務の一部を受け持ち、特別検査や個別検査の中に入り込んでいく形になる。

特別検査・個別検査・修繕補強等の検討の一部を移管することで、土木技術センターの業務は軽減される。その上で、土木技術センターの業務を全体でやりくりして欲しい。

業務量の変化をわかりやすく理解できるフロー図等を作成し、各支社が具体的に説明することを確認！！

確認事項

- 構造技術センター社員は検査員の一員として検査を行う。
- 現場からの問い合わせが増えても、応じられる体制を構造技術センター内に確立する。
- 通常検査でも、技術的支援が必要な場合は、構造技術センターに要請してもかまわない。

第3項 構造物に関する知識および技術力向上に向けた育成計画を明らかにすること。また、各支社から構造技術センターへの異動者は育成プラン修了者とする。

確認事項

- 構造物技術センターへの異動者は一定の技術レベル※に達した社員
※育成プラン修了者、技術アカデミー修了者、技術を有する社会人採用
- 土木技術センターの技術力向上を考慮した人事運用とする

7月1日以降の構造技術センター内での技術力向上に向けた教育体制の確立を確認！！